

◎入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年9月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課 原子力広報担当
電話 029-301-2922
FAX 029-301-2929
所属メールアドレス：gentai@pref.ibaraki.lg.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達に係る役務の名称

令和8年度原子力広報紙（全県版）第14号の新聞折込による配布業務

(2) 調達に係る役務の内容等

仕様書による

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

(4) 納入場所

県の指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、1部当たりの単価を入札書（様式第7号）に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

(6) 県が別に定める原子力広報紙の新聞折り込みの日までに、茨城県内全域の新聞販売店に対し、原子力広報紙を確実かつ迅速に配送することができる者であること。

4 入札保証金

この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、県が別に定める日までに、入札金額に折込見込数（550,000部）を乗じて得た額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の入札保証金を県に納付すること。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

5 競争入札参加資格等の確認

(1) 一般競争参加資格確認申請書の提出

競争入札参加者は、令和8年10月6日（火）午後3時まで（郵送の場合は、必着）に、郵送又は持参により、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式第4号）を1の担当部局に提出すること。

(2) 結果通知

競争入札参加資格の審査結果及び入札保証金の納付期限その他の入札保証金の納付に関する事項については、令和8年10月9日（金）午後5時までに、証明書等審査結果通知書により通知する。参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

なお、不合格の通知を受けた者は、この入札に参加できないので、留意すること。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

1の担当部局

(2) 入札説明書の交付期間

入札公告の日から令和8年10月6日（火）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札書の受領期限

令和8年10月15日（木）午前10時（開札日時）

（郵送の場合は、令和8年10月14日（水）午後5時必着）

(4) 提出方法

郵送（簡易書留に限る）又は持参

なお、封書の場合は封かんの上、封書の表に「入札書在中」と朱書きし、調達案件名、開札日及び入札参加者の照合又は名称を表記すること。

また、10（2）に記載のとおり再度入札を行う場合があるので、郵送により入札書を提出する場合は、封書に入れた入札書を、再度入札に関し参加又は事態の意思を表示する書面とともに外封筒に入れて提出すること

代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出すること。

(5) 開札の日時及び場所

令和8年10月15日（木）午前10時 茨城県庁行政棟1階 入札室1

(6) 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、開札の日時まで（郵送の場合は、必着）に、郵送（簡易書留に限る）又は持参により、入札辞退届（様式第6号）を1の担当部局に提出すること。

7 入札に係る質疑

(1) 質問方法及び回答方法

この入札について質問がある場合は、(2)の質問受付期間内に、質問書（様式第5号）を電子メールにより、1の担当部局に提出すること。

(2) 質問受付期間

公告の日から令和8年10月2日（金）午後5時まで。

(3) 回答方法

全ての質問について、令和8年10月5日（月）午後5時までに電子メールにより回答するほか、入札情報サービスに別途質問内容及び回答を公開する。

8 その他

(1) 落札者の決定等

茨城県財務規則第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

なお、1回目の入札で落札者がいない場合、郵送による再度入札を希望する者がいないときは直ちに、郵送による再度入札を希望する者があるときは7日以内に、再度入札を行うものとする。

再度入札は、1回とし、再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、県が別に定める日までに、契約単価に折込見込数（550,000部）を乗じて得た額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の契約保証金を県に納付すること。

ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 詳細は、入札説明書による。